

# 事業評価書

指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業

平成29年4月  
国家公安委員会・警察庁

## はじめに

指定等法人（注1）が実施する指定、登録等に係る事務・事業については、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）によって、少なくとも3～5年ごとに政策評価を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行うこととされているところ、初回の政策評価が実施された平成24年3月から5年が経過するに当たり、今回、第2回の政策評価を行うこととした。

本評価書は、この閣議決定を受け、国家公安委員会の指定又は登録を受けた指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業（注2）について実施した政策評価を取りまとめたものである。

（注1）法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される民間法人、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」（平成18年8月15日閣議決定）の対象法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）において事務・事業の改革の対象となった法人を除く。）をいう。

（注2）このうち、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第18条第1項に規定する誘引情報提供業務については、登録を受けた法人がないため、政策評価を実施していない。

# 目 次

警備員の検定に関する講習会についての政策評価	1
対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務についての政策評価	5
ダンスの教授に関する講習及び試験についての政策評価	9
遊技機の認定又は型式の検定に必要な試験の実施に関する事務についての政策評価	14
全国風俗環境浄化協会についての政策評価	17
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務についての政策評価	21
年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務についての政策評価	26
全国暴力追放運動推進センターについての政策評価	29
交通事故調査分析センターについての政策評価	35
全国交通安全活動推進センターについての政策評価	40
盲導犬の訓練及び盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定についての政策評価	44
駆動補助機付自転車等の型式認定についての試験に関する政策評価	47
外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文の作成についての政策評価	50

## 警備員の検定に関する講習会についての政策評価

### 【制度の趣旨】

都道府県公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、警備員又は警備員になろうとする者が、警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定する検定(直接検定)を行うこととされているところ、国家公安委員会の登録を受けた者(登録講習機関)が行う講習会の課程を修了した者については、検定の試験の全部又は一部を免除することができることとされている。

この制度は、警備業の人的基盤の高度化のため、学科講習及び実技講習を通じて警備員等の専門的知識及び能力の涵養を図るほか、民間事業者を参入させることにより、警備員等による検定取得の機会を増やそうとするものである。

現在、設備、施設、講習要件等の登録基準全てに適合するとして、3法人が国家公安委員会の登録を受けている。

### 【評価の結果】

警備業務の実施の適正を図るためには、十分な数の検定取得者を確保する必要があるところ、直接検定のみでこれに応えることは、体制上の理由等から困難である。

一方、登録講習機関では、講習会の実施体制が常時確保されており、また、講習会は、学科講習及び実技講習を通じて受講者の専門的知識及び能力の涵養を図ることにより、高い修了率を確保しているなど、登録講習機関において講習会を行う必要性及び有効性は高いと認められる。

さらに、今後予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとした国内のイベント等における警備員の大量動員を見据えると、警備員の検定に関する講習会の必要性は一層高まるものと考えられる。

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

警備員の検定に関する講習会

### (2) 根拠法令

警備業法第23条第3項

### (3) 法人名

一般社団法人 警備員特別講習事業センター

有限会社 航空保安警備教育システム

特定非営利活動法人 警備人材育成センター

### (4) 制度の概要

都道府県公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、警備業務に関する知識及

び能力に関する検定（以下「直接検定」という。）を行うこととされている。直接検定については、国家公安委員会の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う講習会の課程を修了した者について、その全部又は一部を免除することができる」とされているところ、上記3法人が当該登録を受け、(1)の事務・事業を行っている。

- (5) 政策体系上の位置付け  
市民生活の安全と平穩の確保

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 効果の把握の手法

ア 検定合格証明書の交付状況の把握

都道府県公安委員会が交付した検定合格証明書の交付数と、全警備員に占める検定取得者の割合を把握する。

イ 直接検定及び登録講習機関による講習会の実施状況の把握

都道府県公安委員会が実施した直接検定及び登録講習機関が実施した講習会の実施回数、受験者数（受講者数）、合格者数（修了者数）及び合格率（修了率）を把握する。

- (2) 結果

ア 検定合格証明書の交付状況

評価を実施した時期の検定合格証明書の交付数の推移は次表のとおりである。平成27年は、1級について2,092人、2級について1万4,264人に検定合格証明書を交付している。

また、平成27年12月末現在の警備員53万8,347人のうち、検定取得者は14万1,119人で、全警備員に占める検定取得者の割合は26.2%となっている。

○ 検定合格証明書の交付数

	23年	24年	25年	26年	27年
1 級	3,366	2,422	2,403	2,021	2,092
2 級	17,223	16,214	14,336	13,917	14,264
合 計	20,589	18,636	16,739	15,938	16,356

イ 直接検定及び登録講習機関による講習会の実施状況

各都道府県公安委員会が実施した直接検定の実施回数、受験者数、合格者数及び合格率の推移並びに登録講習機関が実施した講習会の実施回数、受講者数、修了者数及び修了率の推移は次表のとおりである。平成27年では、講習会の受講者数は直接検定の受験者数の約15倍となっている。

講習会は、講習及び試験で構成されており、受講者は、警備業務の種別に応じた科目及び講習事項について一定時間以上の学科講習及び実技講習を受けた上で試験を受験するため、その修了率は直接検定の合格率に比べ

て高くなっている。

○ 直接検定及び講習会の実施状況（注1）

		23年	24年	25年	26年	27年	
直接検定	実施回数	270	293	236	294	347	
	受験者数	2,125	2,248	2,222	1,812	1,577	
	合格者数	858	861	701	490	437	
	合格率	40.4%	38.3%	31.5%	27.0%	27.7%	
登録講習 センター	警備員 特別講 習事業	実施回数	424	402	384	352	359
		受講者数	25,879	23,751	22,057	20,076	20,942
		修了者数	18,541	16,358	14,803	14,200	14,646
		修了率	71.6%	68.9%	67.1%	70.7%	69.9%
機 関 に よ る 講 習 会 (注2)	航空保 安警備 教育シ ステム	実施回数	21	21	22	23	22
		受講者数	1,115	1,251	1,589	1,821	1,742
		修了者数	860	1,072	1,246	1,451	1,428
		修了率	77.1%	85.7%	78.4%	79.7%	82.0%
	警備人 材育成 センター	実施回数	-	-	-	-	30
		受講者数	-	-	-	-	596
		修了者数	-	-	-	-	344
		修了率	-	-	-	-	57.7%
登録講習機関 合計	実施回数	445	423	406	375	411	
	受講者数	26,994	25,002	23,646	21,897	23,280	
	修了者数	19,401	17,430	16,049	15,651	16,418	
	修了率	71.9%	69.7%	67.9%	71.5%	70.5%	

（注1）それぞれ、1級及び2級の合計を示す。

（注2）国家公安委員会の登録を受けた平成27年2月以降の数値を示す。

**4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項**

平成29年2月8日に開催した第33回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

**5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項**

- 登録講習機関の年次報告書
- 平成23年から平成27年までの警備業の概況

**6 評価を実施した時期**

平成23年から平成27年まで

**7 政策所管課**

生活安全企画課

## 8 評価の結果

警備業務の実施の適正を図るためには、一定の知識能力を有する警備員として、十分な数の検定取得者を確保する必要がある。この点、都道府県公安委員会が行う直接検定は、平成27年において、全国で約350回実施され、受験者は約1,600人、検定取得者は約400人（それぞれ1級及び2級の合計）であるが、都道府県警察における検定実施要員の不足等の理由から、直接検定の実施回数を増加させることは困難であり、また、多数の者を直接検定のみで判定することは事実上不可能である。一方、登録講習機関では、講習会の実施体制が常時確保されており、講習会は、平成27年において、3法人合計で、約400回実施され、受講者は約2万3,000人、修了者は約1万6,000人（それぞれ1級及び2級の合計）と多く、検定取得者を増やすことに寄与している。

また、講習会においては、3(2)イのとおり、学科講習及び実技講習を通じて専門的知識及び能力の涵養<sup>かん</sup>が図られ、直接検定に比べて高い修了率を確保している。

以上のことから、登録講習機関において講習会を行う必要性及び有効性は高いと認められる。

さらに、今後予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとした国内のイベント等において、警備員の大量動員が必要となると予想されることから、登録講習機関において講習会を行う必要性は、一層高まるものと考えられる。

## 対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務についての政策評価

### 【制度の趣旨】

国家公安委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体は、事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした団体であり、業界内における個人情報保護に関するガイドラインの策定・公表、対象事業者に対する情報提供、問合せ・苦情への対応等を行っている。

### 【評価の結果】

警備業者及び指定自動車教習所は、顧客等の機微にわたる個人情報を取り扱うことが多いことから、個々の事業者が個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者の義務等を理解し遵守することを支援する必要性は高いと認められる。

また、両団体において、ガイドラインの見直し等を推進するなど、加盟業者に対する個人情報の適正な取扱いの確保に大きく寄与しており、両団体による加盟業者への指導が徹底されていることもうかがわれるため、個人情報の適正な取扱いの確保に関して必要な業務を実施する有効性は高いと認められる。

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

### (2) 根拠法令

個人情報の保護に関する法律第37条第1項

### (3) 法人名

一般社団法人 全国警備業協会

一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会

### (4) 制度の概要

個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報提供その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務を行おうとする法人は、主務大臣の認定を受けることができるとされているところ、上記2法人は、国家公安委員会による当該認定を受け、(1)の事務・事業を行っている。

### (5) 政策体系上の位置付け

該当なし

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。



### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 効果の把握の手法

##### ア 加盟業者数等の把握

全国の警備業者数及び指定自動車教習所数並びに全国警備業協会及び全日本指定自動車教習所協会連合会（以下「両団体」という。）への加盟業者数を把握する。

##### イ 個人情報の保護に関するガイドラインの見直し又は制定状況の把握

全国警備業協会において制定している「警備業における個人情報の保護に関するガイドライン」の見直し及び制定状況並びに全日本指定自動車教習所協会連合会における「指定自動車教習所業における個人情報保護に関する指針」の制定状況を把握する。

##### ウ 加盟業者に対する個人情報に関する苦情や個人情報の漏えい事案の把握

両団体に寄せられた加盟業者に対する個人情報に関する苦情の件数や加盟業者による個人情報の漏えい事案の発生状況を把握する。

#### (2) 結果

##### ア 全国警備業協会

###### (ア) 警備業者数及び全国警備業協会への加盟業者数

全国の警備業者数、全国警備業協会への加盟業者数等の推移は次表のとおりであり、警備業者の多くが、全国警備業協会に加盟している状況にある。

○ 全国の警備業者数、全国警備業協会への加盟業者数及び警備業者が同協会に加盟している割合

	23年	24年	25年	26年	27年
警備業者数	9,058	9,091	9,133	9,240	9,342
加盟業者数	5,289	5,431	5,443	5,398	5,398
加盟の割合	58.4%	59.7%	59.6%	58.4%	57.8%

(注) 各年12月末現在の数を示す。

###### (イ) 個人情報の保護に関するガイドラインの見直し及び制定状況

全国警備業協会においては、警備業者が個人情報の取扱いに当たり遵守すべき指針として平成17年に制定した「警備業における個人情報の保護に関するガイドライン」の見直しのため、主要業者を構成員とする検討部会を平成22年度に2回開催するなど検討を進め、平成23年4月に新たなガイドラインを制定するとともに、当該ガイドラインを加盟業者に対し周知して各事業者における個人情報の適正な取扱いを促進している。

###### (ウ) 全国警備業協会の加盟業者に対する個人情報に関する苦情や個人情報の漏えい事案

全国警備業協会においては、平成20年に警備業個人情報保護推進室を設置するとともに、「個人情報の取扱いに関する苦情処理規則」を定め、

加盟業者に対する苦情を受け付けているところ、評価を実施した時期において、加盟業者に対する苦情は寄せられていない。また、同時期において、全国警備業協会の加盟業者による個人情報の漏えい・流出事案は発生していない。

#### イ 全日本指定自動車教習所協会連合会

##### (ア) 指定自動車教習所数及び全日本指定自動車教習所協会連合会への加盟業者数

平成27年12月末現在における全国の指定自動車教習所数は1,339であり、全日本指定自動車教習所協会連合会の加盟業者数は1,290であって、指定自動車教習所の大半が、全日本指定自動車教習所協会連合会に加盟している状況にある。

##### (イ) 個人情報の保護に関するガイドラインの制定状況

全日本指定自動車教習所協会連合会においては、指定自動車教習所が個人情報の取扱いに当たり遵守すべき指針として平成24年に「指定自動車教習所業における個人情報保護に関する指針」を制定するとともに、このガイドラインを加盟業者に対し周知して各事業者における個人情報の適正な取扱いを促進している。

##### (ウ) 全日本指定自動車教習所協会連合会の加盟業者に対する個人情報に関する苦情や個人情報の漏えい事案

全日本指定自動車教習所協会連合会においては、平成26年に指定自動車教習所業個人情報保護推進室を設置するとともに、「指定自動車教習所業における個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する規則」を定め、加盟業者に対する苦情を受け付けているところ、評価を実施した時期において、加盟業者に対する苦情は寄せられていない。また、同時期において、全日本指定自動車教習所協会連合会の加盟業者による個人情報の漏えい・流出事案は発生していない。

#### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成29年2月8日に開催した第33回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- 両団体の事業等報告書
- 両団体からの報告

#### 6 評価を実施した時期

平成23年から平成27年まで

#### 7 政策所管課

## 8 評価の結果

警備業者及び指定自動車教習所は、顧客等の機微にわたる個人情報を取り扱うことが多いことから、個々の事業者が個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者の義務等を理解し遵守することを支援する必要性は高いと認められる。

また、両団体において、個人情報の保護に関するガイドラインの見直し又は制定を積極的に推進するなど、加盟業者の個人情報の適正な取扱いの確保に大きく寄与しており、加盟業者に対する個人情報に関する苦情が生じていないことや、加盟業者による個人情報の漏えい・流出事案が発生していないことから、両団体による加盟業者への指導が徹底されていることもうかがわれるため、両団体において個人情報の適正な取扱いの確保に関して必要な業務を実施する有効性も高いと認められる。

なお、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行の日（平成29年5月30日）をもって、認定個人情報保護団体の認定等に関する業務については、個人情報保護委員会が行うこととなる。

## ダンスの教授に関する講習及び試験についての政策評価

### 【制度の趣旨】

平成27年の風営法改正前においては、規制の対象であったダンスホール等営業のうち、一定の資格を有するダンス教師が専ら客にダンスを教授するいわゆるダンススクール営業については、ダンスの技能及び知識の教授を主たる営業内容としており、善良の風俗を害するおそれがないと認められたことなどから、規制の対象外とされていた。また、ダンスの教授に関する講習を修了して一定水準以上の技能及び知識を備えた者等であれば、その指導的側面が担保されると考えられたため、当該講習については、国家公安委員会が指定するものとされていたところ、6法人の実施する講習等が指定されていた。

しかし、ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、同年の風営法改正によりダンスホール等営業が風俗営業から除かれたことに伴い、ダンス教授講習及びダンス教授試験に係る制度は廃止され、現在は、指定を受けている講習及び試験はない。

※ 「ダンスの教授に関する講習及び試験についての政策評価」は、今回の評価で終了となる。

### 【評価の結果】

ダンス教授講習及びダンス教授試験は、ダンスの教授に関する技能及び知識の有無を適切かつ公平に判断することが可能な団体により行われる必要があったことに加えて、ダンスの教授に関する技能及び知識の修得に対するニーズもあったといえることから、ダンス教授講習及びダンス教授試験の必要性は高かったと認められる。

また、ダンス教授講習により一定水準以上の技能及び知識を有する者が確保されていたとともに、ダンス教授試験の合格者についてもダンス教授講習を修了した者と同等の水準が求められており、適切にダンス教授講習及びダンス教授試験が行われていたと考えられるため、その有効性は高かったと認められる。

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

ダンスの教授に関する講習及び試験

### (2) 根拠法令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「改正前風営法」という。）第2条第1項第4号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政

令（平成27年政令第253号）による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第1条及び第1条の2並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成27年国家公安委員会規則第12号）による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第2条第1項

(3) 法人名

- 公益社団法人 全日本ダンス協会連合会
- 公益財団法人 日本ボールルームダンス連盟
- 公益社団法人 日本ダンス議会
- 公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟
- 一般社団法人 日本舞踏教師協会
- 一般社団法人 日本アルゼンチンタンゴ連盟

(4) 制度の概要

平成27年の風営法改正前においては、ダンスホール等営業は風俗営業の一類型として規制の対象とされていたところ、ダンスの教授に関する講習（以下「ダンス教授講習」という。）の課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業は、規制の対象から除かれていた。

しかし、近年、国民の生活様式の多様化が進み、ナイトライフの充実を求める国民の声が高まっていることや、ダンスに対する国民の意識が変化してきたことなどを踏まえ、平成27年の風営法改正により、ダンスホール等営業が風俗営業から除かれたことに伴い、ダンス教授講習及びダンスを正規に教授する能力に関する試験（以下「ダンス教授試験」という。）に係る制度は廃止され、現在は、指定を受けている講習及び試験はない。

平成27年の風営法改正前においては、ダンス教授講習は、その実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができると認められる法人が行う一定の講習として国家公安委員会が指定するものとされていたところ、上記6法人が行う講習が当該指定を受けており、また、ダンスを正規に教授する能力を有する者についても、ダンス教授講習を行う法人が行うダンス教授試験であって国家公安委員会が指定するものに合格し、当該法人が推薦した者等とされていたところ、上記6法人のうち全日本ダンス協会連合会及び日本ボールルームダンス連盟が行う試験が当該指定を受けていた。

(5) 政策体系上の位置付け

市民生活の安全と平穩の確保

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 効果の把握の手法

上記6法人について、平成26年度までの次の状況を把握する。

ア ダンス教授講習の実施状況の把握

ダンス教授講習について、実施回数、受講者数、修了者数及び修了率を把握する。

イ ダンス教授試験の実施状況の把握

ダンス教授試験について、実施回数、受験者数及び合格者数を把握する。

(2) 結果

ア ダンス教授講習の実施状況

全日本ダンス協会連合会が行うダンス教授講習であるダンス教師認定講習は、年2回、全国各地域で行われ、受講者数、修了者数及び修了率は表1のとおりであった。

日本ボールルームダンス連盟が行うダンス教授講習であるプロ・ダンス・インストラクター認定講習は、年2回、全国各地域で行われ、受講者数、修了者数及び修了率は表2のとおりであった。

日本ダンス議会が行うダンス教授講習である教師資格試験考査は、平成25年7月に指定を受けた後、評価を実施した時期において3回行われ、合計44人の受講者全員が修了した。

日本ダンススポーツ連盟が行うダンス教授講習は、平成25年11月に指定を受けた後、評価を実施した時期において全国各地域で20回行われ、合計369人の受講者のうち187人が修了し、修了率は50.7%であった。

日本舞踏教師協会が行うダンス教授講習であるプロダンス教師認定講習は、平成26年3月に指定を受けた後、評価を実施した時期において2地域で2回行われ、合計18人の受講者のうち16人が修了し、修了率は88.9%であった。

日本アルゼンチンタンゴ連盟が行うダンス教授講習であるF J T Aインストラクトール講習は、平成26年7月に指定を受けた後、評価を実施した時期において1回行われ、130人の受講者のうち115人が修了し、修了率は89.2%であった。

これらのダンス教授講習により、受講者のうちダンスの教授に関する技能及び知識を有する者が当該講習を修了していた状況が確認できる。

表1 ダンス教師認定講習受講者数、修了者数及び修了率

	23年度	24年度	25年度	26年度
受講者数	142	94	110	83
修了者数	97	69	73	57
修了率	68.3%	73.4%	66.4%	68.7%

表2 プロ・ダンス・インストラクター認定講習受講者数、修了者数及び

#### 修了率

	23年度	24年度	25年度	26年度
受講者数	172	139	176	146
修了者数	158	117	140	102
修了率	91.9%	84.2%	79.5%	69.9%

#### イ ダンス教授試験の実施状況

全日本ダンス協会連合会が行うダンス教授試験であるダンス教師認定試験は、おおむね年2回行われ、受験者数及び合格者数は次表のとおりであった。

なお、当該試験においては、受験者全員がダンスの教授に関する技能及び知識を有する者として合格している。

日本ボールルームダンス連盟が行うダンス教授試験であるプロ・ダンス・インストラクター認定試験は、年2回の実施を計画していたが、受験希望者がおらず、評価を実施した時期において、同試験は実施されなかった。

#### ○ ダンス教師認定試験受験者数及び合格者数

	23年度	24年度	25年度	26年度
受験者数	8	14	希望者なし	希望者なし
合格者数	8	14	-	-

### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成29年2月8日に開催した第33回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- 全日本ダンス協会連合会の指定講習事業報告及び指定試験事業報告
- 日本ボールルームダンス連盟のプロ・ダンス・インストラクター認定講習事業報告及びプロ・ダンス・インストラクター認定試験事業報告
- 日本ダンス議会の指定講習事業報告
- 日本ダンススポーツ連盟の指定講習事業報告
- 日本舞踏教師協会の指定講習事業報告
- 日本アルゼンチンタンゴ連盟の指定講習事業報告
- 各団体からの報告

### 6 評価を実施した時期

平成23年度から平成26年度まで

### 7 政策所管課

保安課

## 8 評価の結果

いわゆる「ダンススクール（ダンス教授所）」であって、その教師の技能及び知識が一定水準以上のものについては風俗営業としての規制の対象から除外されていたところ、ダンス教授講習及びダンス教授試験は、ダンスの教授に関する技能及び知識の有無を適切かつ公平に判断することが可能な団体により行われる必要があったことに加えて、評価を実施した時期において、上記6法人の行ったダンス教授講習の受講者及びダンス教授試験の受験者の合計が約1,650人となっていることに鑑みると、ダンスの教授に関する技能及び知識の修得に対するニーズもあったといえることから、ダンス教授講習及びダンス教授試験の必要性は高かったと認められる。

また、ダンス教授講習については、毎年度の合計修了者数が合計受講者数の約6割5分から約8割で推移しており、当該講習により一定水準以上の技能及び知識を有する者が確保されていたとともに、ダンス教授試験の合格者についてもダンス教授講習を修了した者と同等の水準が求められており、適切にダンス教授講習及びダンス教授試験が行われていたと考えられるため、その有効性は高かったと認められる。



## 遊技機の認定又は型式の検定に必要な試験の実施に関する事務についての政策評価

### 【制度の趣旨】

風営法において、ぱちんこ屋等営業の営業者は、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当する遊技機を設置してその営業を営んではならないこととされている。また、これを受け、遊技機の製造業者等は、遊技機の型式が一定の技術上の規格に適合しているか否かについて都道府県公安委員会の検定を受けることができることとされている。

もっとも、当該検定に必要な試験(型式試験)については、遊技機の機能の複雑化・多様化によりその実施に時間及び高度な技術力を要するほか、都道府県公安委員会がこれを行うこととすると、全国的に営業活動を行う製造業者等にとって過度の負担となるとともに、行政事務の煩雑化を招くおそれがある。

そこで、風営法は、型式試験の実施に関する事務の全部又は一部を国家公安委員会があらかじめ指定する一般社団法人等に行わせることができることとしており、一般財団法人保安通信協会が当該指定を受けている。

### 【評価の結果】

型式試験に対するニーズは高く、その実施については、複雑化・多様化している遊技機の機能の解析を行うことができる技術的能力等を有する機関が担う必要があることから、遊技機の認定又は型式試験の実施に関する事務の必要性は高いと認められる。

また、型式試験の適切な実施により、技術上の規格に不適合な遊技機が相当数排除されていることから、遊技機の認定又は型式試験の実施に関する事務の有効性は高いと認められる。

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

遊技機の認定又は型式の検定に必要な試験の実施に関する事務

### (2) 根拠法令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項

### (3) 法人名

一般財団法人 保安通信協会

### (4) 制度の概要

都道府県公安委員会は、ぱちんこ屋等営業の営業所における遊技機につき、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当しない旨の認定又は製造等される遊技機の型式が当該認定につき必要な技術上の規格に適合しているか否かについての検定に必要な試験(以下「型式試験」という。)の実施に関する事務の全部又は一部を、一般

社団法人又は一般財団法人であって、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者に行わせることができるとされているところ、上記保安通信協会が当該指定を受け、(1)の事務・事業を行っている。

- (5) 政策体系上の位置付け  
市民生活の安全と平穩の確保

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 効果の把握の手法

型式試験について、型式試験申請書受理件数、型式試験適合件数及び型式試験結果書交付件数から事業の状況を把握する。

- (2) 結果

型式試験申請書受理件数、型式試験適合件数及び型式試験結果書交付件数はそれぞれ次表のとおりである。

また、型式試験に適合する遊技機の割合は、型式試験結果書交付件数に占める型式試験適合件数の割合となるところ、ぱちんこ遊技機で約8割、回胴式遊技機で約4割であり、型式試験により、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機、遊技の公正を害する調整を行うことができる性能を有する遊技機等が技術上の規格に不適合なものとして排除されている状況が確認できる。

### ○ 型式試験申請書受理件数（注）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ぱちんこ遊技機	590	555	552	612	777
回胴式遊技機	647	648	632	486	730
アレンジボール遊技機	0	0	0	0	0
じゃん球遊技機	0	0	1	1	1
計	1,237	1,203	1,185	1,099	1,508

### ○ 型式試験適合件数

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ぱちんこ遊技機	514	499	441	504	498
回胴式遊技機	246	234	245	171	304
アレンジボール遊技機	0	0	0	0	0
じゃん球遊技機	1	0	1	0	1
計	761	733	687	675	803

○ 型式試験結果書交付件数（注）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ぱちんこ遊技機	589	575	520	624	737
回胴式遊技機	644	655	631	476	702
アレンジボール遊技機	0	0	0	0	0
じゃん球遊技機	1	0	1	1	1
計	1,234	1,230	1,152	1,101	1,440

（注）型式試験の申請受理から結果書交付までには一定の期間を要し、型式試験結果書が型式試験申請書の受理日の翌年度に交付されることがあるため、各年度における型式試験申請書受理件数と型式試験結果書交付件数は必ずしも一致しない（型式試験結果交付書については、適合・不適合を問わず交付している）。

#### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成29年2月8日に開催した第33回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

保安通信協会の事業報告及び月例報告

#### 6 評価を実施した時期

平成23年度から平成27年度まで

#### 7 政策所管課

保安課

#### 8 評価の結果

評価を実施した時期において、型式試験申請書受理件数が年間約1,100件から1,500件で推移していることに鑑みると、型式試験に対するニーズは高いといえ、その実施については、複雑化・多様化している遊技機の機能の解析を行うことができる技術的能力等を有する機関が担う必要があることから、遊技機の認定又は型式試験の実施に関する事務の必要性は高いと認められる。

また、型式試験に適合する遊技機の割合は、ぱちんこ遊技機で約8割、回胴式遊技機で約4割であり、型式試験の適切な実施により、技術上の規格に不適合な遊技機が相当数排除されていると考えられることから、遊技機の認定又は型式試験の実施に関する事務の有効性は高いと認められる。

今後も、引き続き、試験事務が適正かつ確実に実施されるよう、国家公安委員会による業務改善の勧告等を通じて、指定試験機関を監督していく。

## 全国風俗環境浄化協会についての政策評価

### 【制度の趣旨】

風俗環境の浄化のためには、警察による指導、警告、取締り等の活動に加え、地域住民による自主的な風俗環境浄化活動を推進することが重要であり、地域住民と共同して、中核的活動を行う団体の存在が必要であると考えられたことから、風営法は、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された法人のうち、同法で定める事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを風俗環境浄化協会として指定することができるとしている。

風俗環境浄化協会のうち、都道府県風俗環境浄化協会（都道府県協会）は、各都道府県の区域内において風俗環境に関する苦情の処理や都道府県公安委員会からの委託による風俗営業者等の管理者講習、風俗営業等の許可等の申請に係る営業所の構造設備の調査等の事業を行うものとして、各都道府県公安委員会が指定するものである。これに対し、全国風俗環境浄化協会（全国協会）は、都道府県協会の業務を行う者に対する研修や都道府県協会の事務についての連絡調整等を通じて都道府県協会の業務運営の活性化や都道府県協会との緊密な連携に努めるなど、全国的規模で広く民間における風俗環境の浄化活動を推進するための活動を実施するものとして、国家公安委員会が指定するものである。

現在、全国協会としては、一般財団法人全国防犯協会連合会が当該指定を受けている。

### 【評価の結果】

風俗環境の浄化等につき全国的な斉一性を確保するためには、都道府県協会の行う事務について、統一かつ全国的な視点から相互の連絡調整を行うなどの必要があるため、全国協会の事業の必要性は高いと認められる。

また、全国協会の活動は安定的かつ多様な手法で行われており、特に風営法に違反する行為を防止するための啓発活動は、ニーズも高く、風俗環境浄化活動への関心を喚起していると考えられることから、全国協会が行う事業の有効性も高いと認められる。

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

ア 風俗環境に関する苦情の処理に係る業務を担当する者その他都道府県風俗環境浄化協会（以下「都道府県協会」という。）の業務を行う者に対する研修

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」と

いう。)に違反する行為を防止するための二以上の都道府県の区域における啓発活動

ウ 都道府県協会の事業についての連絡調整

(2) 根拠法令

風営法第40条第1項

(3) 法人名

公益財団法人 全国防犯協会連合会

(4) 制度の概要

国家公安委員会は、都道府県協会の健全な発達を図るとともに、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、風俗環境に関する苦情の処理に係る業務を担当する者その他都道府県協会の業務を行う者に対する研修等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限って、全国風俗環境浄化協会（以下「全国協会」という。）として指定することができることとされているところ、上記全国防犯協会連合会が当該指定を受け、(1)の事務・事業を行っている。

(5) 政策体系上の位置付け

市民生活の安全と平穏の確保

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 効果の把握の手法

全国協会について、次の状況を把握する。

ア 都道府県協会の業務を行う者に対する研修の実施状況の把握

イ 風営法に違反する行為を防止するための二以上の都道府県の区域における啓発活動の実施状況の把握

ウ 都道府県協会の事業についての連絡調整の実施状況の把握

(2) 結果

ア 都道府県協会の業務を行う者に対する研修の実施状況

風俗環境浄化事業運営管理者全国会議・研修会を毎年1回開催しており、都道府県協会において風俗環境浄化事業に従事している担当者に対する研修が安定的に開催されている。

(参考) 都道府県協会における管理者講習の実施結果

	23年	24年	25年	26年	27年
実施回数	673	702	701	700	697
受講者数	22,609	24,206	23,805	22,006	22,610

イ 風営法に違反する行為を防止するための二以上の都道府県の区域にお

ける啓発活動の実施状況

次表のとおり、多様な手法による啓発活動を行っていることが確認できる。

○ 風俗営業所の管理者講習用テキストのあっせん数

	23年	24年	25年	26年	27年
テキスト	21,014	20,924	26,692	14,376	14,552

○ 風俗営業管理者業務に関するリーフレットのあっせん数

	23年	24年	25年	26年	27年
リーフレット	27,890	15,435	22,400	14,879	17,331

○ 都道府県協会の活動の概要を集約した資料「風俗環境浄化協会の活動」を公開しているウェブサイトへのアクセス数

	23年	24年	25年	26年	27年
アクセス数	21,077	20,857	25,092	20,287	20,161

ウ 都道府県協会の事業についての連絡調整の実施状況

風俗環境浄化事業運営管理者全国会議・研修会等において、都道府県協会との連絡調整を行っているほか、都道府県協会から風俗環境浄化事業について意見・要望等を聴取し、その検討を行っている。

また、個々の都道府県協会が行った事業を他の都道府県協会に情報提供しているほか、都道府県協会の概要及び活動実績を取りまとめ、ウェブサイトに掲載している。

#### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成29年2月8日に開催した第33回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

全国協会の事業報告書

#### 6 評価を実施した時期

平成23年から平成27年まで

#### 7 政策所管課

保安課

#### 8 評価の結果

風俗環境の浄化等につき全国的な斉一性を確保するためには、都道府県協会の行う事務について、統一的かつ全国的な視点から相互の連絡調整を行うなどの必要があるため、全国協会の事業の必要性は高いと認められる。

また、全国協会の活動は安定的かつ多様な手法で行われており、特に風営法

に違反する行為を防止するための啓発活動は、ニーズも高く、評価を実施した時期において、風俗営業所の管理者講習用テキスト及び風俗営業管理者業務に関するリーフレットをそれぞれ年間平均約2万部あつせんするなどしており、それによって風俗環境浄化活動への関心を喚起していると考えられることから、全国協会が行う事業の有効性も高いと認められる。

今後も、引き続き、都道府県協会の業務を行う者に対する研修や啓発活動を始めとした各種活動を実施していくことで、風俗環境浄化活動のより一層の推進が期待される。

## 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務についての政策評価

### 【制度の趣旨】

猟銃又は空気銃の所持者による猟銃等に係る事件・事故を防止するため、銃刀法に基づく猟銃及び空気銃の所持の許可又は所持の許可の更新を受けようとする者は、都道府県公安委員会の行う猟銃等講習会を受講しなくてはならないとされている。

この点、当該講習会の講習のうち、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関するものについては、受講者による知識の効果的な習得等の観点から、専門的な知識を有し、適正な狩猟又は標的射撃の普及及び発達に関する業務を行っている団体に行わせることが、合理的な場合がある。

そのため、都道府県公安委員会は、当該講習に関する事務を、国家公安委員会が指定する法人(指定団体)に行わせることができるとされており、現在、52法人が当該指定を受けている。

### 【評価の結果】

猟銃等講習会は、各都道府県の実情に合わせて、銃の構造、機能等について高度の知識を有し、かつ、その取扱いに習熟している講師を擁する指定団体に事務を適宜委託するなどしながら、各都道府県公安委員会における行政事務の負担の軽減を図りつつ、確実に実施されている。その効果もあり、猟銃又は空気銃による事件・事故の発生件数は減少傾向にあり、猟銃等講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可等に当たって求められる各種手続と相まって、これらによる事件・事故の防止に資するものとなっていると考えられることから、猟銃等講習会の開催に関する事務の必要性及び有効性は高いと認められる。

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務

### (2) 根拠法令

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第4項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令第19条第2項

### (3) 法人名

一般社団法人 大日本猟友会

一般社団法人 全日本狩猟倶楽部

公益社団法人 日本ライフル射撃協会

一般社団法人 日本クレー射撃協会

一般社団法人 全日本指定射撃場協会



47都道府県の各猟友会

(4) 制度の概要

都道府県公安委員会は、その管轄区域内に住所を有する者で、猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの又はその許可の更新を受けようとするものを受講者として、猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びにその使用、保管等の取扱いに関し必要な知識を修得させるための講習会（以下「猟銃等講習会」という。）の開催に関する事務の一部を、適正な狩猟又は標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するもの（以下「指定団体」という。）に行わせることができるとされているところ、上記52法人が当該指定を受け、(1)の事務・事業を行っている。

(5) 政策体系上の位置付け

市民生活の安全と平穩の確保

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 効果の把握の手法

全国における猟銃等講習会の開催状況を把握するとともに、47都道府県のうち平成27年における猟銃等講習会の受講者数が多い東京都（47都道府県中1番目）、中位の宮城県（同23番目）、少ない沖縄県（同47番目）における猟銃等講習会の開催状況について把握する。具体的な効果把握の手法は次のとおりである。

ア 全国における猟銃等講習会の開催状況の把握

全国で行われた猟銃等講習会の開催回数及び受講者数を把握する。

イ 東京都における猟銃等講習会の開催状況の把握

東京都において行われた猟銃等講習会の開催回数及び受講者数を把握するとともに、指定団体により事務の一部が行われた猟銃等講習会についても同様の数を把握する。

ウ 宮城県における猟銃等講習会の開催状況の把握

宮城県において行われた猟銃等講習会の開催回数及び受講者数を把握するとともに、指定団体により事務の一部が行われた猟銃等講習会についても同様の数を把握する。

エ 沖縄県における猟銃等講習会の開催状況の把握

沖縄県において行われた猟銃等講習会の開催回数及び受講者数を把握するとともに、指定団体により事務の一部が行われた猟銃等講習会についても同様の数を把握する。

オ 猟銃又は空気銃の所持者数の把握

猟銃又は空気銃の所持者数を把握する。

カ 猟銃又は空気銃による事件・事故の発生件数の把握

猟銃又は空気銃による事件・事故の発生件数を把握する。

(2) 結果

ア 全国における猟銃等講習会の開催状況

全国における猟銃等講習会の開催回数及び受講者数は次表のとおりであり、安定的に講習会の開催がなされている状況が確認できる。

○ 猟銃等講習会の開催回数及び受講者数

	23年	24年	25年	26年	27年
開催回数	1,783	1,621	1,718	1,725	1,618
受講者数	45,297	39,578	36,602	39,976	35,800

イ 東京都における猟銃等講習会の開催状況

東京都における猟銃等講習会の開催回数及び受講者数並びに当該講習会のうち指定団体により事務の一部が行われたものの開催回数及び受講者数は次表のとおりであり、東京都において開催される猟銃等講習会については、全て指定団体（東京都猟友会、日本ライフル射撃協会等）により事務の一部が行われたことが確認できる。

○ 東京都における猟銃等講習会の開催回数及び受講者数

	23年	24年	25年	26年	27年
開催回数	111 (111)	108 (108)	108 (108)	94 (94)	79 (79)
受講者数	2,299 (2,299)	2,342 (2,342)	2,138 (2,138)	2,102 (2,102)	2,527 (2,527)

(注) 表中括弧内の数値は指定団体により事務の一部が行われた猟銃等講習会の数を示す。

ウ 宮城県における猟銃等講習会の開催状況

宮城県における猟銃等講習会の開催回数及び受講者数並びに当該講習会のうち指定団体により事務の一部が行われたものの開催回数及び受講者数は次表のとおりであり、宮城県において開催される猟銃等講習会については、ほぼ全てが指定団体（宮城県猟友会）により事務の一部が行われたことが確認できる。

○ 宮城県における猟銃等講習会の開催回数及び受講者数

	23年	24年	25年	26年	27年
開催回数	25 (25)	30 (30)	29 (29)	29 (28)	30 (29)
受講者数	681 (681)	731 (731)	526 (526)	593 (587)	678 (671)

(注) 表中括弧内の数値は指定団体により事務の一部が行われた猟銃等講習会の

数を示す。

エ 沖縄県における猟銃等講習会の開催状況

沖縄県における猟銃等講習会の開催回数及び受講者数並びに当該講習会のうち指定団体により事務の一部が行われたものの開催回数および受講者数は次表のとおりであり、沖縄県において開催される猟銃等講習会については、年間平均約4%が指定団体（沖縄県猟友会）により事務の一部が行われたことが確認できる。

○ 沖縄県における猟銃等講習会の開催回数及び受講者数

	23年	24年	25年	26年	27年
開催回数	67 (2)	44 (2)	57 (2)	59 (2)	86 (4)
受講者数	134 (27)	101 (36)	130 (38)	119 (36)	141 (71)

(注) 表中括弧内の数値は指定団体により事務の一部が行われた猟銃等講習会の数を示す。

オ 猟銃又は空気銃の所持者数の把握

全国及び評価対象とした都県における猟銃又は空気銃の所持者数は次表のとおりである。

○ 猟銃又は空気銃の所持者数

	23年	24年	25年	26年	27年
所持者数	122, 515	113, 942	107, 651	102, 300	98, 638
うち東京都	7, 792	7, 269	6, 560	6, 225	5, 978
うち宮城県	2, 097	1, 946	1, 787	1, 686	1, 635
うち沖縄県	323	320	320	345	330

(注) 各年12月末現在の数を示す。

カ 猟銃又は空気銃による事件・事故の発生件数

猟銃又は空気銃による事件・事故の発生件数は次表のとおりである。

○ 猟銃又は空気銃による事件・事故の発生件数

	23年	24年	25年	26年	27年
事件件数	5	0	3	4	1
事故件数	28	31	34	28	16

#### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成29年2月8日に開催した第33回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

○ 3都県の各猟友会の事業報告書

- 日本ライフル射撃協会等及び3都県の各猟友会からの報告
- 47都道府県警察からの報告

## 6 評価を実施した時期

平成23年から平成27年まで

## 7 政策所管課

保安課

## 8 評価の結果

平成27年12月末現在、全国における猟銃又は空気銃の所持者は約10万人であって、猟銃又は空気銃による事件・事故を防止するため、これらの者等に対し、猟銃等講習会を開催する必要が認められるところ、評価を実施した時期において、猟銃等講習会は全国で年間平均約1,700回と安定的に開催され、年間平均約3万9,000人が受講している。当該講習会を指定団体に委託する場合には、銃の構造、機能等について高度の知識を有し、かつ、その取扱いに習熟している者を講師として擁する団体により行われる必要があるところ、猟銃等講習会は、3(2)のとおり、各都道府県の実情に合わせて、そのような講師を擁する指定団体に事務を適宜委託するなどしながら、各都道府県公安委員会における行政事務の負担の軽減を図りつつ、確実に実施されている。その効果もあり、評価を実施した時期において、猟銃又は空気銃による事件・事故の発生件数は減少傾向にあり、猟銃等講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可等に当たって求められる各種手続と相まって、これらによる事件・事故の防止に資するものとなっていると考えられることから、猟銃等講習会の開催に関する事務の必要性及び有効性は高いと認められる。

今後も、引き続き、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する専門的な知識を持った者に講習会の開催に関する事務の一部を委託することにより、講習会の受講者の猟銃等の使用、保管等の取扱いに関する必要な知識の効果的な習得のより一層の促進及びこれらによる事件・事故の更なる抑止が期待される。

## 年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務についての政策評価

### 【制度の趣旨】

年少者の空気銃による事件・事故の防止を目的として、国民体育大会等の運動競技会における射撃競技のための空気銃の射撃練習等のため、年少射撃資格の認定を受けようとする者は、都道府県公安委員会の実施する講習会を受講しなくてはならないとされている。

この点、当該講習会の講習のうち、空気銃の使用の方法に関するものについては、受講者の知識の効果的な習得等の観点から、専門的な知識を有し、適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行っている団体に行わせることが、合理的な場合がある。

そのため、都道府県公安委員会は、当該講習に関する事務を、国家公安委員会が指定する団体(指定団体)に行わせることができるとされており、現在、公益社団法人日本ライフル射撃協会が当該指定を受けている。

### 【評価の結果】

評価を実施した時期に開催された講習会は、約半数が日本ライフル射撃協会により事務の一部が行われており、各都道府県公安委員会における行政事務の負担の軽減を図りつつ、安定的かつ確実に開催されている。その効果もあり、評価を実施した時期において、年少者の空気銃による事件・事故は発生していないことから、年少射撃資格講習会の開催に関する事務の必要性及び有効性は高いと認められる。

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務

### (2) 根拠法令

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第4項及び第9条の14第3項並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令第31条第2項

### (3) 法人名

公益社団法人 日本ライフル射撃協会

### (4) 制度の概要

都道府県公安委員会は、その管轄区域内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするものを受講者として、空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法に関し必要な知識を修得させるための講習会(以下「年少射撃資格講習会」という。)の開催に関する事務の一部を、適正な標的射

撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものに行わせることができるとされているところ、上記日本ライフル射撃協会が当該指定を受け、(1)の事務・事業を行っている。

- (5) 政策体系上の位置付け  
市民生活の安全と平穩の確保

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 効果の把握の手法

ア 年少射撃資格講習会の開催状況の把握

全国で行われた年少射撃資格講習会の開催状況について、開催回数及び受講者数を把握するとともに、日本ライフル射撃協会により事務の一部が行われた講習会についても同様の数を把握する。

イ 年少者の空気銃による事件・事故の発生状況の把握

年少者の空気銃による事件・事故の発生件数を把握する。

- (2) 結果

ア 年少射撃資格講習会の開催状況

全国で行われた年少射撃資格講習会の開催回数及び受講者数は次表のとおりであり、年少射撃資格講習会が安定的に実施されていること及び年少射撃資格講習会の約半数が日本ライフル射撃協会により事務の一部が行われたものであることが確認できる。

○ 年少射撃資格講習会の開催回数及び受講者数

	23年	24年	25年	26年	27年
開催回数	51(23)	50(23)	47(25)	38(17)	47(20)
受講者数	275(125)	249(136)	221(126)	220(107)	264(148)

(注) 表中括弧内の数値は日本ライフル射撃協会により事務の一部が行われた年少射撃資格講習会の数を示す。

イ 年少者の空気銃による事件・事故の発生状況

評価を実施した時期において、年少者の空気銃による事件・事故は発生していない。

## 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成29年2月8日に開催した第33回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

## 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- 日本ライフル射撃協会からの報告
- 47都道府県警察からの報告

## **6 評価を実施した時期**

平成23年から平成27年まで

## **7 政策所管課**

保安課

## **8 評価の結果**

年少者の空気銃による事件・事故を防止するため、年少射撃資格講習会を開催する必要性が認められるところ、評価を実施した時期において、年少射撃資格講習会は全国で年間平均約47回開催され、年間平均約250人が受講している。年少射撃資格講習会を指定団体に委託する場合には、銃の構造、機能等について高度の知識を有し、かつ、その取扱いに習熟している者を講師として擁する団体により行われる必要があるところ、評価を実施した時期に開催された講習会は、3(2)アのとおり、約半数が日本ライフル射撃協会により事務の一部が行われており、各都道府県公安委員会における行政事務の負担の軽減を図りつつ、安定的かつ確実に開催されている。その効果もあり、評価を実施した時期において、年少者の空気銃による事件・事故は発生していないことから、年少射撃資格講習会の開催に関する事務の必要性及び有効性は高いと認められる。

今後も、引き続き、空気銃の使用の方法に関する専門的な知識を持った者に講習会の開催に関する事務の一部を委託することにより、受講者の空気銃の使用の方法に関する必要な知識の効果的な習得のより一層の促進及び年少者の空気銃による事件・事故の更なる抑止が期待される。

## 全国暴力追放運動推進センターについての政策評価

### 【制度の趣旨】

全国暴力追放運動推進センター(全国センター)は、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為及び被害の防止を図ることを目的とした団体である。「暴力団を利用しない」「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団と交際しない」の3ない運動プラス1を柱に、暴力団の存在を許さない市民社会を目指した暴力団排除活動として、市民や企業の理解や参加を求める広報活動を積極的に行っているほか、都道府県公安委員会から指定を受けた都道府県暴力追放運動推進センター(都道府県センター)担当者に対する研修等、公益性の高い事業を行っている。

この点、都道府県センターは、暴力団員からの不当な行為に関する相談活動等を行う民間の団体であることから、暴力団員からの報復を恐れるなどして警察への相談をためらう者も相談しやすいというメリットを有する。

全国センターは、都道府県センターによる暴力団関係相談業務等の全国的な斉一性を確保しつつ、上記のメリットを最大限に発揮させるため、都道府県センターの指導を行うとともに、暴力団排除に資する広報啓発活動や調査研究を行い、社会における暴力団排除活動の中核的な役割を担っている。

### 【評価の結果】

全国規模で活動する暴力団を排除するためには、広報啓発活動や調査研究も全国規模で実施する必要がある。また、暴力団関係相談業務を始めとする各都道府県センターの活動については、全国的な斉一性を確保しつつ効果的に実施していく必要があることから、全国センターの事務・事業の必要性は高いと認められる。

また、都道府県センターの暴力団関係相談の受理件数が増加傾向にあるなど、同相談に対する国民のニーズは高いといえるところ、全国センターによる暴力追放相談委員等に対する研修会による相談業務の質の向上や、調査研究結果を講義に活用することによる暴力団排除に対する意識の向上を図っているほか、都道府県センターの行う民事訴訟支援活動に対する助成により暴力団犯罪被害者の救済に寄与していることに鑑みると、全国センターの事務・事業の有効性は高いと認められる。

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

ア 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための二以上の都道府県の区域における広報活動

イ 暴力追放相談委員その他都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)の業務を行う者に対する研修



ウ 少年の健全な育成に及ぼす暴力団の影響その他の暴力団の市民生活に与える影響に関する調査研究

エ 都道府県センターの事業についての連絡調整

(2) 根拠法令

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第32条の15第1項

(3) 法人名

公益財団法人 全国防犯協会連合会

(4) 制度の概要

国家公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、(1)の事業等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により全国に一を限って、全国暴力追放運動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができるのとされているところ、全国防犯協会連合会が当該指定を受け、(1)の事務・事業を行っている。

(5) 政策体系上の位置付け

組織犯罪対策の強化

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 効果の把握の手法

次のとおり、全国センターの活動状況を検証するとともに、都道府県センターの行う事務・事業の中から主要なものを抽出してこれを検証することにより、全国センターの事務・事業の効果を把握する。

ア 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動の把握

(ア) 機関紙「全国センターだより」、暴力団排除活動推進ポスター、暴力団排除資料の作成配布状況等を把握する。

(イ) 暴力団排除活動を促進するための会合等の開催状況を把握する。

イ 暴力追放相談委員その他都道府県センターの業務を行う者に対する研修の実施状況の把握

(ア) 都道府県センター専務理事、暴力追放相談委員等に対する研修の実施状況を把握する。

(イ) 暴力団関係相談の受理状況を把握する。

(ウ) 不当要求防止責任者数及び不当要求防止責任者講習（注）の受講状況を把握する。

（注）都道府県センターは、暴力団対策法に基づき、都道府県公安委員会から委託を受け、各事業者の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当

要求による被害を防止するために必要な対応要領等についての講習を行っている。

ウ 少年の健全育成に及ぼす暴力団の影響その他の暴力団の市民生活に与える影響に関する調査研究の実施状況の把握

民間企業及び行政機関に対するアンケート調査の実施状況を把握する。

エ 都道府県センターの事業についての連絡調整状況の把握

都道府県センターが警察、弁護士会民事介入暴力対策委員会等と連携して行った損害賠償請求訴訟への全国センターの支援状況を把握する。

## (2) 結果

ア 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動の実施状況

(ア) 平成27年度は、機関紙「全国センターだより」4万8,530部、冊子「暴力団情勢と対策」11万1,707部、暴力団排除活動推進ポスター6万3,616枚を配布したほか、インターネットウェブサイト等による広報活動を行った。

また、行政機関向けには冊子「行政対象暴力の現状と対策」3万187部を、企業向けには冊子「企業対象暴力の現状と対策」9万3,479部を配布したほか、「民暴相談のしおり」7万7,196部や暴力団排除活動推進ビデオの配布、企業に対する研修等の広報活動を行った。

(イ) 暴力団排除活動を促進するため、全国の暴力追放運動功労者等を表彰するとともに、暴力追放運動中央大会の開催を始めとした暴力団排除活動の促進に資する会議及び研修会を開催した。

イ 暴力追放相談委員その他都道府県センターの業務を行う者に対する研修の実施状況

(ア) 毎年7月に開催している「暴力追放相談委員及び責任者講習担当者研修会」において、都道府県センターの暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者約140名に対し、弁護士等による講演、事例発表等の研修を実施している。また、毎年2月に開催している「暴力追放運動推進センター専務理事・事務局長等研修会」において、都道府県センターの専務理事及び事務局長約120名に対しても事例発表等の研修を行うなど、都道府県センターにおける暴力団関係相談業務及び不当要求防止責任者講習業務の質の向上を図っている。

平成27年は、「暴力追放相談委員及び責任者講習担当者研修会」において、「暴対法上の訴訟制度～代表訴訟と適格団体訴訟の基礎知識～」と題する弁護士講演や暴力団離脱者支援についての事例発表等を内容とする研修を行い、「暴力追放運動推進センター専務理事・事務局長等研修会」においては、違法に建設された暴力団事務所の撤去についての事例発表等を内容とする研修を行った。

(イ) 暴力団関係相談の受理状況

(ア)のとおり、全国センターは都道府県センターの暴力追放相談委員

等に対して研修を実施し、暴力団関係相談業務の質の向上を図っているところ、都道府県センターの暴力団関係相談の受理件数は、表1のとおり増加傾向にあり、平成27年は2万9,982件で、平成23年に比べて8,483件（39.5%）増加した。

また、都道府県センターが迅速に暴力団関係相談を警察に引き継いだ結果、旭琉會傘下組織組員らが検挙された事例もみられた。

表1：暴力団関係相談の受理数の推移

	23年	24年	25年	26年	27年
全暴力相談	40,971	46,351	47,098	53,487	52,619
警察相談	19,472	22,369	23,630	24,183	22,637
センター相談	21,499	23,982	23,468	29,304	29,982

【事例】

都道府県センターの一つである公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議が、「暴力団組織に加入させられそうになっており、関係を断ちたい。」旨の相談を受理し、助言・指導を行うとともに、速やかに警察に引き継いだ結果、相談者に暴行を加えていた旭琉會傘下組織組員らが暴力行為等処罰ニ関スル法律違反で検挙された（沖縄、平成27年1月）。

(ウ) 不当要求防止責任者数及び不当要求防止責任者講習の受講状況

不当要求防止責任者は、暴力団員からの不当要求による被害を防止するために事業所ごとに選任され、事業所において、不当要求への対応体制の整備や指導教育等の必要な業務を行っている。

(ア)のとおり、全国センターは都道府県センターの不当要求防止責任者講習担当者に対して研修を実施し、同講習の質の向上を図っており、これを受けて都道府県センターでは効果的な講習が行われている。

全国の不当要求防止責任者の数は、表2のとおりであり、平成27年4月1日現在で49万6,994人で、平成23年の同時期に比べて5万9,545人（10.7%）減少した。

また、都道府県センターが行う不当要求防止責任者講習の受講者数は、表3のとおりであり、平成27年度は7万9,983人で、平成23年度に比べて6,554人（7.6%）減少した。

表2：不当要求防止責任者数

	23年	24年	25年	26年	27年
責任者数	556,539	586,067	521,827	514,237	496,994

(注) 各年4月1日現在の責任者数を示す。

表3：不当要求防止責任者講習受講者数

	23年	24年	25年	26年	27年
受講者数	86,537	80,946	79,327	83,163	79,983

ウ 少年の健全な育成に及ぼす暴力団の影響その他の暴力団の市民生活に与える影響に関する調査研究の実施状況

日本弁護士連合会及び警察庁と共同して民間企業及び行政機関に対してアンケート調査を実施し、暴力団等の反社会的勢力による不当要求の実態及び同勢力との関係遮断に向けた取組状況を把握し、調査研究を行った結果を研修会等で講義するなど、暴力団排除に対する意識の向上を図っている。

なお、平成23年から平成27年までの間においては、

- 平成23年及び平成27年 全国の都道府県、市及び特別区に対するアンケート調査
- 平成24年及び平成26年 民間企業約1万社に対するアンケート調査
- 平成25年 国の行政機関の地方支分部局等に対するアンケート調査

を実施した。

#### エ 都道府県センターの事業についての連絡調整状況

都道府県センターは、警察、弁護士会民事介入暴力対策委員会等と連携し、暴力団犯罪被害者等が提起する損害賠償請求に関する助言や裁判手続費用等の無利子貸付等の民事訴訟支援を行っている。平成20年の暴力団対策法の改正により新設された同法第31条の2（威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任）の規定に基づく損害賠償請求訴訟は、評価を実施した時期において17件提起されており、平成28年3月末時点において、係争中11件、和解等による解決6件となっている。

全国センターは、広報活動を通じて都道府県センターの民事訴訟支援制度の周知を図るとともに、都道府県センターの行う民事訴訟支援活動について必要に応じて助成金を交付するなどして都道府県センターの活動を支援し、被害者の救済に寄与している。

#### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成29年2月8日に開催した第33回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- 平成23年から平成27年までの暴力団情勢
- 全防連の事業報告書

#### 6 評価を実施した時期

平成23年1月1日から平成28年3月31日まで

#### 7 政策所管課

暴力団対策課

#### 8 評価の結果

暴力団勢力については、全国規模で活動する暴力団による寡占状態が続いているところ、暴力団の排除に向けた広報啓発活動や調査研究も全国規模で実施する必要がある。また、各都道府県において暴力団関係相談、不当要求防止責任者講習、民事訴訟支援を行っている都道府県センターの活動については、全国的な斉一性を確保しつつ、効果的に実施していく必要があることから、全国センターの事務・事業の必要性は高いと認められる。

また、都道府県センターの暴力団関係相談の受理件数は、増加傾向にあり、平成27年は約3万件に達するなど、国民の暴力団関係相談に対するニーズは高いといえるところ、全国センターでは、これらの相談業務を担当する者に対する研修を開催するなどして、都道府県センターにおける相談業務の質の向上を図っている。

さらには、全国センターが行った調査研究結果を研修会等で講義するなどして暴力団排除に対する意識の向上を図っていることや、都道府県センターの行う民事訴訟支援活動を必要に応じて助成するなどして都道府県センターの活動を支援し、暴力団犯罪被害者の救済に寄与していることに鑑みると、全国センターの事務・事業の有効性は高いと認められる。

今後も、広報啓発活動に係る広報紙等の充実化を図るとともに、都道府県センターの相談業務担当者に対する研修等の高度化、民事訴訟支援活動に対する助成等の都道府県センターに対する支援の拡充等に一層取り組む必要がある。

## 交通事故調査分析センターについての政策評価

### 【制度の趣旨】

交通事故調査分析センター(センター)は、道路における交通の安全と円滑を図ることを目的として、民間の活力を導入して効率的に交通事故調査分析を推進し、交通事故の原因を科学的に解明するため、国家公安委員会により、全国に一を限って一定の要件を満たす法人が指定されるものであり、公益財団法人交通事故総合分析センターが、当該指定を受けている。

センターは、指定法人として課されている秘密保持義務等を前提として、警察庁から交通事故情報及び運転免許情報について、国土交通省から自動車登録情報等について、それぞれ提供を受けるなど、行政機関等から秘匿性の高い個人のプライバシーに係る情報を含む情報の提供を受けている。その上で、センターは、これらの情報を統合した交通事故統合データベースを運用して総合的な交通事故分析を行うとともに、交通事故の実例に則して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査(事故例調査)を実施し、その分析結果や調査研究の成果をプライバシーの問題が生じないように加工した上で、官民からのニーズに応じて提供している。これによって、警察以外の行政機関、自動車メーカーを始めとする民間企業等においても、交通事故情報等を交通安全対策の立案や先進安全技術の開発・普及等に活用することが可能となっている。

### 【評価の結果】

評価を実施した時期において、センターは交通事故に関する多くの分析や調査研究を実施するとともに、その成果についても安定的に提供している。また、センターが実施した交通事故に関する分析結果や調査研究の成果は、警察庁や国土交通省における準中型自動車区分の検討、事業用自動車の重大事故の再発防止策、先進安全自動車(ASV)に関する技術の開発・実用化・普及の促進、都道府県公安委員会及び道路管理者が連携して実施する交通事故防止対策等に活用されているほか、自動車メーカーによる先進安全技術の開発・普及にも活用されているなど、官民の交通安全対策の立案・実現において大きな役割を果たしている。

以上のことから、センターの事務・事業の必要性及び有効性は高いと認められ、今後も、センターが官民の交通安全対策の立案・実現において果たすべき役割は大きいものと考えられる。

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

ア 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通

事故に係る事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査（以下「事故例調査」という。）の実施

イ 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的とする、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料の分析

ウ 交通事故一般に関する情報又は資料の収集・分析、その他交通事故に関する科学的な調査研究

エ 交通事故に関する知識の普及及び交通事故防止に関する意識の啓発を図るための、分析結果及び調査研究の成果の提供

オ 外国の交通事故に関する調査研究機関との情報交換

(2) 根拠法令

道路交通法第108条の13第1項

(3) 法人名

公益財団法人 交通事故総合分析センター

(4) 制度の概要

国家公安委員会は、交通事故の防止及び交通事故による被害の軽減に資するための分析や調査研究を行うことにより道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、事故例調査の実施、交通事故に関する調査研究及びその成果等の提供等の事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国に一を限り、交通事故調査分析センター（以下「センター」という。）として指定することができる」とされているところ、上記交通事故総合分析センターが当該指定を受け、(1)の事務・事業を行っている。

(5) 政策体系上の位置付け

安全かつ快適な交通の確保

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 効果の把握の手法

ア 事故例調査の実施状況の把握

事故例調査について、調査着手件数及び調査完了件数を把握する。

イ 「事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究」に伴う調査・分析実施状況の把握

「事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究」に伴う調査・分析実施件数及び報告書提出件数を把握する。

ウ 交通事故に関するデータの収集・管理状況の把握

交通事故統合データベース（注）を構成する各データベースに追加したデータの件数を把握する。

（注）総合的な交通事故分析を行うために、警察庁が提供する交通事故情報及

び運転免許情報並びに国土交通省が提供する自動車登録情報等を統合したデータベース

エ 交通事故に関する調査研究の状況の把握

交通事故に関して実施した調査研究の件数を把握する。

オ 交通事故に関する分析結果や調査研究の成果の提供の状況の把握

研究発表会の開催状況、広報誌の発行状況、インターネットによる成果提供の状況、メディアからの取材対応件数、交通事故データの受託集計件数（注）及び交通事故例調査データの外部提供件数を把握する。

（注）センターでは、保有するデータベースを活用して、外部の研究機関・研究者等の依頼に基づいたデータの集計・提供を行っている。

カ 外国の調査研究機関との情報交換の状況の把握

外国の調査研究機関との情報交換の状況を把握する。

(2) 結果

ア 事故例調査の実施状況

事故例調査の調査着手件数及び調査完了件数は次表のとおりであり、交通事故の実例に即して、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査がなされている状況が確認できる。

○ 事故例調査の実施状況

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
調査着手件数	200	201	187	143	173
調査完了件数	234	242	226	167	99

イ 「事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究」（国土交通省受託研究）に伴う調査・分析

平成26年度からは、事業用自動車事故調査委員会を年4回開催しているほか、国土交通省が指定する特別重要調査対象事故に関する調査・分析及び重要調査対象事故に関する分析を実施した。

○ 「事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究」に伴う調査・分析実施状況

		26年度	27年度
特別重要調査対象	調査・分析実施件数	2	4
	報告書提出件数	0	1
重要調査対象	分析実施件数	13	6
	報告書提出件数	2	5

ウ 交通事故に関するデータの収集・管理状況

交通事故統合データベースを構成する各データベースに追加したデータの件数は次表のとおりであり、交通事故に関する相当量の情報が安定的に収集されている状況が確認できる。



○ 各データベースへの追加データの件数

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
交通事故情報	69万	67万	63万	57万	54万
運転免許情報	8,122万	8,759万	8,186万	8,860万	8,905万
自動車登録情報	7,924万	7,953万	8,016万	8,075万	8,092万

エ 交通事故に関する調査研究の実施状況

交通事故に関して実施した調査研究の件数（自主研究、共同研究及び受託研究の合計）は次表のとおりであり、交通事故に関する科学的な調査研究が継続して実施されている状況が確認できる。

○ 交通事故に関して実施した調査研究の件数

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
調査研究件数	44	24	27	24	24

オ 交通事故に関する分析結果や調査研究の成果の提供状況

交通事故に関する分析結果や調査研究の成果の提供状況は次のとおりであり、ニーズ高く、成果が安定的に提供されている状況が確認できる。

○ 研究発表会の開催状況

交通安全対策に携わる関係機関・団体、研究者、一般参加者等の参加を得て、毎年1回、研究発表会が開催されている。

○ 広報誌の発行状況、インターネットによる成果提供の状況（ウェブサイトへのアクセス件数及びウェブサイトからのダウンロード等により提供された資料等の情報量）、メディアからの取材対応件数及び交通事故データの受託集計の件数

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
広報誌発行枚数	19.6万	17.0万	15.1万	16.2万	13.5万
アクセス件数	20.1万	24.5万	29.7万	34.7万	30.1万
提供情報量	447GB	574GB	798GB	783GB	1,033GB
取材対応件数	38	31	30	37	56
受託集計件数	124	99	116	132	105

○ 交通事故例調査データの外部提供件数

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事故例提供件数	197	277	216	256	392

カ 外国の調査研究機関との情報交換の状況

平成23年度及び平成26年度には、IRTAD（交通安全に資する情報を提供することを目的とするOECD内に組織された国際機関）が開催している運営会議に職員を派遣し、各国の交通事故データベースへの取組について情報交換を行っている。

また、平成27年度には、海外で開催される交通安全セミナーに職員を派遣して講演を行うなど、随時、諸外国の行政機関職員等に対する研修を実施しており、安定的に外国の調査研究機関との情報交換が行われている状況が確認できる。

#### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成29年2月8日に開催した第33回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

- センターの事業報告書
- センターからの報告

#### 6 評価を実施した時期

平成23年度から平成27年度まで

#### 7 政策所管課

交通企画課

#### 8 評価の結果

センターは、評価を実施した時期において、多くの事故例調査を実施し、交通事故統合データベースを構成する各データベースに年間平均約60万件の交通事故情報及び年間平均約8,500万件の運転免許情報を追加したほか、平成26年度からは、国土交通省から受託した「事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究」に伴う調査・分析を開始した。

また、交通事故統合データベース等を活用した交通事故に関する分析結果や調査研究の成果については、センターのウェブサイトへのアクセス件数が全体として増加傾向にあるほか、ウェブサイトからのダウンロード等により提供された資料の情報量が2倍以上となるなど、安定的に提供されており、そのニーズは継続的に高いものと認められる。

さらに、センターが実施した交通事故に関する分析結果や調査研究の成果は、警察庁や国土交通省における準中型自動車区分の検討、事業用自動車の重大事故の再発防止策、先進安全自動車（ASV）に関する技術の開発・実用化・普及の促進、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して実施する事故抑止対策等に活用されているほか、自動車メーカーによる先進安全技術の開発・普及にも活用されているなど、官民の交通安全対策の立案・実現において大きな役割を果たしている。

以上のことから、センターの事務・事業の必要性及び有効性は高いと認められ、今後も、センターが官民の交通安全対策の立案・実現において果たすべき役割は大きいものと考えられる。

## 全国交通安全活動推進センターについての政策評価

### 【制度の趣旨】

道路における交通の安全と円滑を図るためには、一般国民の協力を得て効率的に広報啓発活動等を推進することが必要であるところ、全国交通安全活動推進センター(全国センター)は、統一的かつ全国的な視点から広報啓発活動等を行うほか、都道府県交通安全活動推進センター(都道府県センター)の事業の円滑な運営を図るため、国家公安委員会により全国に一を限って一定の要件を満たす法人が指定されるものであり、一般財団法人全日本交通安全協会が当該指定を受けている。

### 【評価の結果】

全国的に道路交通の安全と円滑を図るためには、統一的かつ全国的な視点から、全国規模の各種交通安全事業や各種人材育成事業が実施される必要があるところ、全国センターはこれらの事業を安定的に行っていることから、その必要性及び有効性は高いと認められる。悲惨な交通事故を抑止し、安全かつ快適な交通社会を実現するためには、官民一体となった取組により国民の交通安全意識の高揚を図ることが必要不可欠であり、今後も、全国センターが全国における民間による交通安全運動の中核として果たすべき役割は大きいものと考えられる。

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

- ア 交通事故に関する相談に応ずる業務を担当する者、道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずる業務を担当する者、運転適性指導の業務を担当する者その他都道府県交通安全活動推進センター(以下「都道府県センター」という。)の業務を行う者に対する研修
- イ 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全並びに適正な駐車及び道路の使用についての広報啓発活動
- ウ 道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者の資質の向上に必要とされる技能及び知識に関する研修
- エ 都道府県センターの事業についての連絡調整

### (2) 根拠法令

道路交通法第108条の32第1項

### (3) 法人名

一般財団法人 全日本交通安全協会

### (4) 制度の概要

国家公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、事故相談業務を担当する者

等に対する研修、交通安全に関する広報啓発活動等の事業を適正かつ確実に  
行うことができると認められるものを、全国に一を限り、全国交通安全活動  
推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる  
とされているところ、上記全日本交通安全協会が当該指定を受け、(1)の  
事務・事業を行っている。

- (5) 政策体系上の位置付け  
安全かつ快適な交通の確保

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

### (1) 効果の把握の手法

- ア 事故相談業務を担当する者等に対する研修の実施状況の把握  
事故相談業務又は道路使用適正化業務を担当する者に対する研修の実施  
状況を把握する。
- イ 都道府県センターにおける事故相談受理件数の把握  
全国の都道府県センターにおける事故相談受理件数の合計を把握する。
- ウ 交通安全に関する広報啓発活動等の実施状況の把握  
交通の安全並びに適正な駐車及び道路の使用に関する広報啓発活動等の  
実施状況を把握する。
- エ 交通安全教育を行う者に対する研修の実施状況の把握  
交通安全教育を行っている者に対し、その資質の向上に必要とされる技  
能及び知識を習得させるための研修会の実施状況を把握する。
- オ 都道府県センターの事業についての連絡調整の実施状況の把握  
都道府県センターの事業についての連絡調整の実施状況を把握する。

### (2) 結果

- ア 事故相談業務を担当する者等に対する研修の実施状況  
次のとおり、事故相談業務又は道路使用適正化業務を担当する者に対す  
る研修が安定的になされている状況が確認できる。
- (ア) 交通事故相談担当者研修会：3年ごとに1回開催（平成23年度及び平  
成26年度に開催）
- (イ) 都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会：年1回開催
- イ 都道府県センターにおける事故相談受理件数  
次表のとおり、全国の都道府県センターにおいては、平成23年度から平  
成27年度までの間、年間1万件を超える事故相談を受理しており、交通事  
故相談が的確に実施されている状況が確認できる。

○ 都道府県センターにおける事故相談受理件数

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事故相談受理件数	16,122	14,511	13,943	12,287	10,810

ウ 交通安全に関する広報啓発活動等の実施状況

次のとおり、適正な交通の方法、交通事故防止等に関するイベントや各種広報媒体を活用した広報啓発活動を行うなど、年間を通じて、交通安全に関する広報啓発活動等が安定的に実施されている状況が確認できる。

- (ア) 全国交通安全運動の実施：年2回
- (イ) 交通安全スローガン、ポスターデザインの募集と普及：年1回
- (ウ) ポスターの作製配布：年3回
- (エ) 定期広報誌の発行：毎月
- (オ) ホームページその他各種広報媒体を活用した広報活動の実施
- (カ) 交通安全国民運動中央大会の開催：年1回
- (キ) 交通安全子供自転車全国大会の開催：年1回
- (ク) 二輪車安全運転全国大会の開催：年1回
- (ケ) 新入学児童への黄色いワッペンの配布：年1回
- (コ) 「道路使用の手引き・ポケット版（改訂版）」の普及
- (サ) 都道府県道路適正化業務担当者研修会等の機会を利用した道路使用適正化対策のあり方等についての協議

エ 交通安全教育を行う者に対する研修の実施状況

次のとおり、毎年、各年齢層に応じた様々な交通安全教育指導者研修会を開催するなど、都道府県センターにおける交通安全教育の指導者を育成するための研修会が安定的に実施されている状況が確認できる。

- (ア) 幼児・高齢者交通安全教育指導者講習会：年1回
- (イ) 自転車安全教育特別指導員講習会：年1回程度（平成23年度から平成26年度まで各年度ごとに1回開催）
- (ウ) 安全運転管理指導者講習会：年1回
- (エ) 二輪車安全運転指導員講習会：年3回
- (オ) 地域交通安全活動推進委員全国研修会：年1回

オ 都道府県推進センターの事業についての連絡調整状況

次の会議が開催されるなど、都道府県センターの事業についての連絡調整が安定的に行われている状況が確認できる。

- (ア) 都道府県センター専務理事会議：年1回
- (イ) 主要都道府県センター専務理事会議：年1回

**4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項**

平成29年2月8日に開催した第33回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

## **5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項**

全国センターの事業報告書

## **6 評価を実施した時期**

平成23年度から平成27年度まで

## **7 政策所管課**

交通企画課

## **8 評価の結果**

全国的に道路交通の安全と円滑を図るためには、統一かつ全国的な視点から、全国規模の各種交通安全事業や各種人材育成事業が実施される必要があるところ、全国センターでは、交通安全に係る反射材用品の普及促進や飲酒運転根絶に向けたハンドルキーパー運動を全国的に推進しているほか、都道府県センターにおいて事故相談業務又は道路使用適正化業務を担当する者に対する研修を開催するなどして、都道府県センターにおける業務の質の向上を図っているなど、全国規模の各種交通安全事業や各種人材育成事業を安定的に行っており、その必要性及び有効性は高いと認められる。

悲惨な交通事故を抑止し、安全かつ快適な交通社会を実現するためには、関係機関・団体が連携し、官民一体となった取組により国民の交通安全意識の高揚を図ることが必要不可欠であり、今後も、全国における民間による交通安全活動の中核としての全国センターの果たすべき役割は大きいものと考えられる。

## 盲導犬の訓練及び盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定についての政策評価

### 【制度の趣旨】

視覚障害者が安全に道路を通行する上で、盲導犬を連れていくことは有効な手段であることから、視覚障害者が道路を通行する時は、つえを携え、又は盲導犬を連れていなければならないこととされているところ、盲導犬については、国家公安委員会が指定した法人が盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認められた犬とされており、11法人が当該指定を受けている。

### 【評価の結果】

視覚障害者が盲導犬を連れて安全に道路を通行するためには、指定法人が適切に盲導犬を訓練・認定することが必要であるところ、指定法人により盲導犬が安定的に育成及び希望者に貸与され、又は認定されていることから、指定法人の事務・事業の必要性及び有効性は高いと認められる。

今後も、視覚障害者の交通の安全と生活の利便の確保のため、指定法人が希望者のニーズを踏まえて盲導犬を育成・認定することの意義は大きいものと考えられる。

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

盲導犬の訓練及び盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定

### (2) 根拠法令

道路交通法第14条第1項及び道路交通法施行令第8条第2項

### (3) 法人名

公益財団法人 日本盲導犬協会  
公益財団法人 アイメイト協会  
公益財団法人 北海道盲導犬協会  
公益財団法人 東日本盲導犬協会  
社会福祉法人 日本ライトハウス  
公益財団法人 関西盲導犬協会  
公益財団法人 九州盲導犬協会  
社会福祉法人 兵庫盲導犬協会  
公益財団法人 日本補助犬協会  
社会福祉法人 中部盲導犬協会  
一般財団法人 全国盲導犬協会

### (4) 制度の概要

視覚障害者が道路を通行するときに帯同する盲導犬は、国家公安委員会が指定した法人が盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓

練を受けていると認めた犬とされているところ、上記11法人が当該指定を受け、(1)の事務・事業を行っている。

- (5) 政策体系上の位置付け  
安全かつ快適な交通の確保

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 効果の把握の手法

指定されている各法人により育成され希望者に貸与された盲導犬(以下「育成盲導犬」という。)の数及び指定されている各法人により必要な訓練を受けていることが認定された盲導犬(以下「認定盲導犬」という。)の数を把握する。

- (2) 結果

育成盲導犬の合計数及び認定盲導犬の合計数は次表のとおりであり、平成23年度から平成27年度までの間、年間平均約140頭が安定的に育成及び希望者に貸与されている又は認定されていることが確認できる。

○ 育成盲導犬・認定盲導犬の数

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
育成盲導犬数	136	125	138	141	140
認定盲導犬数	3	4	3	2	2

## 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成29年2月8日に開催した第33回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

## 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会の盲導犬訓練施設年次報告書

## 6 評価を実施した時期

平成23年度から平成27年度まで

## 7 政策所管課

交通企画課

## 8 評価の結果

国内で生活する18歳以上の視覚障害者は31万人以上に上ると推計されているところ(平成23年厚生労働省調べ)、視覚障害者が盲導犬を連れて安全に道路を通行するためには、指定法人が適切に盲導犬を訓練・認定することが必要で



あり、評価を実施した時期において、指定法人により年間平均約140頭が安定的に育成及び希望者に貸与され、又は認定されていることから、指定法人の事務・事業の必要性及び有効性は高いと認められ、今後も指定法人が視覚障害者の交通の安全と生活の利便の確保のため、希望者の利用のニーズを踏まえて盲導犬を育成・認定することの意義は大きいものと考えられる。

## 駆動補助機付自転車等の型式認定についての試験に関する政策評価

### 【制度の趣旨】

型式認定制度は、国家公安委員会の認定により、駆動補助機付自転車(いわゆる電動アシスト自転車)等の型式が道路交通法令の基準に適合することを外観上明らかにすることによって、事業者に対して同基準に適合する製品の制作又は販売を動機付け、駆動補助機付自転車等に関する交通安全対策の推進を図るための制度であるところ、国家公安委員会は、型式認定についての試験(型式認定試験)における技術面での的確性を担保するため、指定試験機関として、公益財団法人日本交通管理技術協会を指定している。

### 【評価の結果】

型式認定試験は、技術的能力を有している団体がこれを行うことにより的確な認定が担保されているほか、評価を実施した時期における認定型式件数の累計は897型式に上るなどニーズも高く、道路交通の場における道路交通法令の基準を満たした駆動補助機付自転車等の普及に貢献しているものと考えられることから、その必要性及び有効性は高いと認められる。

今後も、駆動補助機付自転車等に関する交通安全対策を推進するため、型式認定試験が果たすべき役割は大きいものと考えられる。

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

駆動補助機付自転車等の型式認定についての試験

### (2) 根拠法令

道路交通法施行規則第39条の2第4項第3号(道路交通法施行規則第39条の3第3項、第39条の4第3項、第39条の5第3項、第39条の6第3項及び第39条の7第3項において準用する場合を含む。)

### (3) 法人名

公益財団法人 日本交通管理技術協会

### (4) 制度の概要

国家公安委員会は、駆動補助機付自転車等の型式認定に必要な当該型式についての試験を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人(以下「指定試験機関」という。)を指定するとされているところ、上記日本交通管理技術協会が当該指定を受け、(1)の事務・事業を行っている。

### (5) 政策体系上の位置付け

安全かつ快適な交通の確保

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 効果の把握の手法

指定試験機関における駆動補助機付自転車等の型式認定についての試験（以下「型式認定試験」という。）の実施状況について、型式認定試験を経て国家公安委員会により認定された型式の件数（以下「認定型式件数」という。）から把握する。

#### (2) 結果

平成23年度から平成27年度までの間の認定型式件数は次表のとおりであり、認定型式件数の累計が897型式に上ることから、認定の前提となる型式認定試験が有効に機能していることがわかる。

##### ○ 認定型式件数の状況

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計
原動機を用いる歩行補助車等	0	0	0	0	0	0
駆動補助機付自転車	74	98	94	76	60	402
原動機を用いる身体障害者用の車いす	6	3	8	4	8	29
普通自転車	73	98	92	74	57	394
安全器材等	0	0	0	1	0	1
運転シミュレーター	44	12	15	0	0	71
計	197	211	209	155	125	897

### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成29年2月8日に開催した第33回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

日本交通管理技術協会の事業報告書

### 6 評価を実施した時期

平成23年度から平成27年度まで

### 7 政策所管課

交通企画課

### 8 評価の結果

型式認定制度は、国家公安委員会の型式認定を受けた駆動補助機付自転車等が、道路交通法令の基準を満たしたものであることを明らかにするものであるため、この制度により、これらを製作している事業者は、製品の品質の高さを使用者等に示すことができ、使用者等も安心してこれらの製品を利用できるようになる。

型式認定試験は、技術的能力を有している団体がこれを行うことにより的確な認定が担保されているほか、評価を実施した時期における認定型式件数の累計は897型式に上るなどニーズは高く、道路交通法令の基準を満たした駆動補助機付自転車等の普及に貢献しているものと考えられることから、その必要性及び有効性は高いと認められる、

今後も、駆動補助機付自転車等に関する交通安全対策を推進するため、型式認定試験が果たすべき役割は大きいものと考えられる。

## 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による 翻訳文の作成についての政策評価

### 【制度の趣旨】

我が国では、道路交通に関する条約（通称ジュネーブ条約）に基づく国際運転免許証を所持する者のほか、我が国と同等の水準にあると認められる運転免許制度を有する国又は地域（6か国と1地域）の外国運転免許証であって、領事機関、指定法人等が作成した日本語による翻訳文を添付したものを所持する者についても、国内における自動車等の運転を認めることとしている。

国家公安委員会は、外国運転免許証の日本語による翻訳文を適切かつ確実に作成することが認められる法人として、一般社団法人日本自動車連盟を指定している。

### 【評価の結果】

本事務・事業の対象である6か国1地域のうち、ベルギーについては大使館関係者を除き領事機関での翻訳文作成業務が行われていないほか、他の国等についても領事機関の数は限られている。これに対し、日本自動車連盟は、評価を実施した時期において、年間平均約5,500件の翻訳文を発行しており、同連盟が翻訳文を適切かつ確実に作成することによって、当該翻訳文を添付した外国運転免許証を所持する者が、日本の運転免許を改めて取得する手間をかけることなく日本国内で自動車等を運転することが可能となっていることから、その必要性及び有効性は高いと認められる。

今後も、同連盟による翻訳文作成業務が、外国運転免許証を所持する者に関する交通の安全と円滑に果たすべき役割は大きいものと考えられる。

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文の作成

### (2) 根拠法令

道路交通法第107条の2及び道路交通法施行令第39条の5第1項第3号

### (3) 法人名

一般社団法人 日本自動車連盟

### (4) 制度の概要

我が国は、道路交通に関する条約（通称ジュネーブ条約）の加盟国が発給した国際運転免許証を所持する者について、国内における自動車等の運転を認めているが、同条約に基づく国際運転免許証を発給していない国又は地域

についても、我が国と同等の水準にあると認められる運転免許制度を有する国又は地域（6か国と1地域）の行政庁若しくは権限のある機関が発給した運転免許証（以下「外国運転免許証」という。）であって、政令で定める者（領事機関、指定法人等）が作成した日本語による翻訳文を添付したものを所持する者について、同様に国内における自動車等の運転を認めることとしている。

国家公安委員会は、外国運転免許証の日本語による翻訳文を適切かつ確実に作成することができるかと認められる法人を指定することとされているところ、上記日本自動車連盟が当該指定を受け、(1)の事務・事業を行っている。

(5) 政策体系上の位置付け

安全かつ快適な交通の確保

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 効果の把握の手法

外国運転免許証の日本語による翻訳文の発行件数を把握する。

(2) 結果

外国運転免許証の日本語による翻訳文については、次表のとおり、平成23年度から平成27年度までの間、年間平均約5,500件発行されている。

○ 外国運転免許証の日本語による翻訳文発行件数

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
スイス	207	262	353	472	981
ドイツ	973	1,290	1,521	1,834	2,336
フランス	847	1,504	2,715	3,372	4,491
イタリア	323	412	424	-	-
ベルギー	196	272	325	430	602
スロベニア	-	-	4	32	22
モナコ	-	-	3	5	16
台湾	279	267	276	271	332
合計	2,825	4,007	5,621	6,416	8,780

(注) 道路交通法施行令改正（平成25年12月1日施行）によりイタリアが除外、スロベニア及びモナコが追加。

## 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成29年2月8日に開催した第33回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

## 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

日本自動車連盟の事業報告書

## 6 評価を実施した時期

平成23年度から平成27年度まで

## 7 政策所管

運転免許課

## 8 評価の結果

本事務・事業の対象である6か国1地域のうち、ベルギーについては大使館関係者を除き領事機関での翻訳文作成業務が行われていないほか、他の国等についても領事機関（大使館、領事館等）の数は限られているところ、ロードサービスと一体となって翻訳文作成業務を行っている日本自動車連盟では全国52か所（平成27年12月末現在）の窓口で翻訳文の入手を可能としている。また、同連盟は、評価を実施した時期において、年間平均約5,500件の翻訳文を発行しており、同連盟が翻訳文を適切かつ確実に作成することによって、当該翻訳文を添付した外国運転免許証を所持する者が、日本の運転免許を改めて取得する手間をかけることなく日本国内で自動車等を運転することが可能となっていることから、その必要性及び有効性は高いと認められる。

今後も、同連盟による翻訳文作成業務が、外国運転免許証を所持する者に関する交通の安全と円滑に果たすべき役割は大きいものと考えられる。